

第37問【解答例】

第1欄

【登記の事由】

会社継続
取締役、代表取締役及び監査役の変更
取締役会設置会社の定め設定
監査役会設置会社の定め設定
支配人の選任

【登記すべき事項】

平成30年5月30日会社継続
同日監査役C重任
同日下午記の者就任
 取締役A、同B、同E
 東京都港区甲町1番地
 代表取締役A
 監査役(社外監査役)D
 監査役F
 監査役(社外監査役)G
支配人の氏名又は名称及び住所
 大阪府中央区丙町1番地 B
支配人を置いた営業所
 大阪府中央区北町一丁目1番1号
平成30年5月30日取締役会設置会社の定めを設定
同日監査役会設置会社の定めを設定

【登録免許税額】

金 10 万円

【添付書面の名称及び通数】

委任状 1 通

株主総会議事録 1 通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1 通

取締役会議事録 1 通

取締役の就任承諾書 3 通

監査役の就任承諾書 4 通

代表取締役の就任承諾を証する書面は、取締役会議事録の記載を援用する。

印鑑証明書 7 通

第 2 欄

【登記の事由】

株式無償割当て

取締役及び代表取締役の変更

支配人の代表権消滅

【登記すべき事項】

平成30年6月27日変更
発行済株式の総数 700株
平成30年6月20日就任
大阪市中央区丙町1番地
代表取締役B
同日支配人B辞任
平成30年6月26日取締役E死亡
同日取締役H就任

【登録免許税額】

金7万円

【添付書面の名称及び通数】

委任状 1通
株主総会議事録 1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1通
取締役会議事録 1通
代表取締役の就任承諾書 1通
印鑑証明書 1通
辞任届 1通
死亡届 1通
取締役の就任承諾書 1通
本人確認証明書 1通

第 3 欄

登記することができない事項は、株式の譲渡制限に関する規定の廃止である。

その理由は、株式の譲渡制限に関する規定の定めを廃止し、公開会社となり、当該定め
の廃止による変更の登記の申請をする場合において、登記簿上、発行可能株式総数が発行
済株式の総数の 4 倍を超えているときは、当該申請と併せて、発行可能株式総数が発行済
株式の総数の 4 倍を超えない範囲とする発行可能株式総数又は発行済株式の総数を変更す
る登記の申請をしない限り、株式の譲渡制限に関する定めを廃止による変更の登記の申請
は受理されないためである。

第 4 欄

発行可能株式総数を減少し、2800株以下とする旨の定款一部変更議案